

## 昭憲皇太后基金の創立とその背景について

小林 晃 枝

はじめに

明治神宮の御祭神である昭憲皇太后（以下、皇太后と記す）が、社会事業に理解と関心を示し、積極的に援助されていたことは周知の通りである。本稿でみていく「昭憲皇太后基金（以下、皇太后基金と記す）」は、皇太后が関わった社会事業の数々の集大成ともいえよう。

この皇太后基金は、明治四十五（一九一三）年に第九回赤十字国際会議がワシントンで開催された際、平時事業に限って使用することを条件に、赤十字国際会議に皇太后から下賜された十万円を基に創設された。

皇太后基金は創設から十年目の大正十（一九二二）年より、保健衛生事業・教育、災害救護活動、医療や福祉等、

戦争に関わらない事業に対して、毎年皇太后の崩御された四月十一日に、申請があつた各国の赤十字に皇太后基金の利子を配分している。基金そのものは昭憲皇太后基金管理合同委員会<sup>3)</sup>によって管理運営されており、日本が皇太后基金の運営について注文をつけることは一切ない。配分の詳細については毎年日赤から発表されているが、本稿では割愛した。

現在でも、皇太后基金は主に皇室によって増額されており、世界各国の赤十字の平時事業に貢献している。昭憲皇太后の名は皇太后基金の存在と共に世界中に知られており、皇太后基金の恩恵を受けた国は数多い。しかし残念なこと<sup>4)</sup>に、我が国では皇太后基金の存在はほとんど知られていない。

世界各国の赤十字に名を知らしめた皇太后基金とは如何なるものであったのか。本稿では皇太后基金について、その創設の過程と背景をみていきたい。

## 一

皇太后基金の性質や内容にまで踏み込んだ論考は、管見の限り見当たらない。しかし、日本赤十字社（以下、日赤と記す）と明治神宮によってまとめられた資料から、その概要を窺い知ることができる。まずは、これらの資料について紹介しておきたい。

日赤によって編纂された『日本赤十字社史續稿』上巻<sup>(5)</sup>（以下、社史續稿と記す）は、皇太后基金創設の発案から創設に至るまで、当時の各国の赤十字の動きや資料とともに時系列に沿って書かれている。

明治神宮の社報『代々木』平成二十二年春号<sup>(6)</sup>に掲載された佐藤雅紀による「昭憲皇太后御誕生百六十年記念 慈しみは国境と時代を超えて 昭憲皇太后基金の創設」の内容は『社史續稿』とほぼ同様であり、著者自身の考察は見受けられない。しかし、昭和初期の文体によって書かれた読み難い『社史續稿』を、現代の文体で理解されやすく書く事によって、皇太后基金の内容が分かりやすくなっている。これらの資料に加え、『明治天皇紀』<sup>(8)</sup>の記述も援用しなが

ら、次節より、皇太后基金の創設について考えていきたい。

## 二

皇太后基金創設について考察する前に、皇太后と日赤との関係について簡単ではあるが述べてみたい。

次ページの資料は『明治天皇紀』から抜粋した皇太后の日赤への行啓、援助の一覧である。皇太后は日赤だけではなく他にも、東京慈恵医院、孤児院や盲啞院、更には自然災害や事故などへの援助も頻繁に行っている<sup>(9)</sup>。中でも日赤への関心は強く、長年にわたり毎年行われる総会への行啓、援助を欠かさなかった。この関心の強さは、赤十字の存在が日本だけではなく、国際的な存在であり、人道と公平を信条としていたからと思われる。

『社史續稿』によると、皇太后基金創設の発案は、当時日赤の社長であった松方正義侯爵である。

本来赤十字は戦場において敵味方の区別なく、負傷者を救助することを目的として創設された。しかし時代を経るにつれて、各国の赤十字が戦時下であるかないかに拘わらず、平時救護事業に力を入れ始め、救護施設を拡張するようになっっていた。例えば、明治四十（一九〇七）年にロンドンで開催された第八回赤十字国際会議でも「結核の予防撲滅」が決議されたことも、国際赤十字の活動範囲が平

【資料】

日 付	記 事
【明治10年】	
3月31日	両后、出征将卒の傷病者に、自ら作った綿撒絲、他の慰問品を頒ける。
4月19日	両后に倅い、華族に恤兵活動をさせる。
※ 8月 6日	博愛社創立に対し、主上千円を下賜。
【明治15年】	
3月27日	皇后、博愛社に年金を賜う。
【明治16年】	
※	この年イタリアで大震災。皇后 300 円を下賜。
【明治19年】	
※ 6月 5日	赤十字条約に加盟。
11月17日	皇后、東京鎮臺病院に行啓。また博愛社病院開院式に行啓。
【明治20年】	
3月16日	博愛社を天皇・皇后の眷護の下に置き、社名を日本赤十字社と改む。
5月25日	主上・皇后、日本赤十字社に賜金。
【明治21年】	
1月23日	皇后、日本赤十字病院に行啓。
6月23日	皇后、日本赤十字社総会に臨御。
7月17日	皇后、磐梯山噴火罹災に 1000 円を下賜。
8月14日	皇后、日本赤十字社幹事に謁を賜い、欧州各国赤十字社の現状を問う。
10月23日	両后、日本赤十字社有功章社員章を受く。
10月26日	皇后、万国赤十字社創立 25 年記念祝典に臨御。
12月10・ 25日	皇后、帝国大学医科大学病院・慈恵医院・日本赤十字社病院に小児の冬服を下賜。
【明治22年】	
4月27日	皇后、日本赤十字社第 3 回総会に臨御。
【明治23年】	
4月10日	皇后、日本赤十字社京都支部総会に行啓。
5月22日	皇后、日本赤十字社第 4 回総会に臨御。
【明治24年】	
4月21日	皇后、日本赤十字社第 5 回総会に行啓。
【明治27年】	
10月 8日	皇后、陸海軍戦傷者に御自製の包帯を下賜。
11月13日	皇后、御自製の包帯を赤十字社に下賜。
【明治28年】	
5月 8日	皇后、今次戦争により失明したる者に義眼を賜う。
7月 9日	皇后、御自製の包帯を下賜。
11月 1日	皇后、日本赤十字社に令旨を賜う。

日 付	記 事
【明治29年】 6月 8日	皇后、日本赤十字社戦後臨時総会兼第 8 回社員総会に臨御。
【明治31年】 10月28日	皇后、第 9 回日本赤十字社総会に臨御。
【明治34年】 7月 9日	皇后、日本赤十字社第 10 回社員総会に臨御。
【明治35年】 10月21日	皇后、日本赤十字社第 11 回総会並びに同社創立 25 年祝典式に行啓。
【明治36年】 6月17日	皇后、第 12 回日本赤十字社総会に臨御。
【明治37年】 3月26日	皇后、戦傷軍人に義眼義肢を下賜。ロシア兵にも賜うべき旨を令す。
5月23日	皇后、日本赤十字社篤志看護婦人会に行啓。
6月17日	皇后・皇太子妃と俱に作った包帯を下賜。
【明治39年】 6月12日	皇后、日本赤十字社戦後臨時総会並びに第 10 回社員総会に臨御。
【明治40年】 6月 5日	皇后、日本赤十字社第 15 回総会に行啓。
【明治41年】 6月 1日	皇后、第 16 回日本赤十字社総会へ行啓。
【明治42年】 6月 4日	皇后、第 17 回日本赤十字社総会へ行啓。
【明治43年】 6月 3日	皇后、第 18 回日本赤十字社総会へ行啓。
11月17日	皇后、日本赤十字社病院へ行啓。
【明治44年】 6月 3日	皇后、第 19 回日本赤十字社総会へ行啓。

時の救護活動にまで及んだことを示している。

それまでも平時における救護事業は、ドイツとロシアの皇后と皇太后が国際赤十字に援助することによって推進されてきた。明治二十(一八八七)年にドイツ連邦で開催された第四回赤十字国際会議では、ドイツ皇帝ヴィルヘルム一世の皇后アウグスタが、「将来赤十字事業ニ就キテ発見ノ功アル時使用ニ供セラレタリ」と金六千マークを下賜された。明治二十三(一八九〇)年にアウグスタ皇后が崩御されると、『陛下ノ赤十字事業ニ對セラルル御偉功ヲ永遠ニ記念スル爲メ右ノ恩賜金ヲ基礎トシテ國際基金ヲ創設シ之ニ「アウグスタ基金」ナル名稱ヲ附シ』とアウグスタ基金の創設がなされている。

他にも、明治三十五(一九〇二)年、ロシアで開催された第七回赤十字国際会議においては、皇帝ニコライ二世の母マリーフェオドロヴナ皇太后が「戦場ニ於ケル軍隊傷病者ニ迅速且有功ノ救助ヲ與フル方法ヲ改良シ又ハ新ナル方法ヲ發明スルモノヲ獎勵」する目的で金十萬ルーブルを赤十字国際連合に下賜している。

上記のように赤十字国際連合は、皇太后基金創設以前から平時事業にも関心を示し、その活動に力を注いできたのである。

松方社長は各国の赤十字が平時事業に力を入れているこ

と、更にはドイツ・ロシアの皇后、皇太后が赤十字国際連合に下賜金を与えている現状を認識し、日本も平時事業に力を入れ、赤十字国際連合に皇室の援助を賜うことができないかと考えた。

明治四十四(一九一)年八月、松方社長は皇后宮大夫伯爵香川敬三に面接して、次のように自らの意見を述べた。

我 皇室若シ此ノ時連ニ際シ赤十字聯合ニ對シテ平時救護事業御獎勵ノ思召ヲ以テ賜金ノ恩命ヲ垂レサセ給ハンニハ御國光ノ顯揚幾何ナルヲ測ルヘカラス殊ニ平時救護事業ニ最モ熱心ヲ有スル米國赤十字ノ主催ニ依リ最近ニ開設セントスル第九回赤十字國際會議ヲ機トシテ之ヲ發表セシメ給ハハ其ノ時宜ノ適切ナル之ニ如クモノナカルヘシ

これに応じて、皇后宮大夫香川は松方社長の意見に大きく賛意を表明している。

松方社長は続けて陸軍、海軍、外務の各大臣と面接して皇后大夫に述べたものと同じ持論を述べ、これに各大臣ともに賛意を示した。松方社長は更に慎重を期し、宮内大臣伯爵渡邊千秋に次の趣意書を提出した。少し長いですが、ここに引用しておく。

皇后ヨリ赤十字國際聯合ヘ下賜金ノ件

赤十字事業ハ孰レノ國ニ在リテモ 皇室又ハ政府ノ特

別ナル保護ヲ享受セサルモノ無シト雖就中日本赤十字社ニ對スル我

皇室至高御保護ノ優渥ナル世界ニ其ノ比ヲ見サル所ニシテ各國赤十字社ノ等シク欽慕措カサル所以ナリ蓋シ本社ノ事業年ヲ逐ウテ擴張シ數回ノ戰役ニ遭遇シテ克ク其ノ任務ヲ遂行シ益々内外ノ同情ヲ得テ其ノ基礎鞏固ヲ加ヘ健全ナル發達ヲ爲シツツアルモノ洵ニ偶然ニ非サルナリ

茲ニ赤十字聯合ハ本年五月米國ニ於テ第九回赤十字國際會議ヲ開設セントス抑々本會ハ每五年一回之ヲ開キ赤十字條約ニ聯盟セル各國政府及各赤十字社ノ代表員數百名相會シ赤十字事業ノ改善進歩ヲ圖ル主要ノ機關ニシテ各國競フテ意見ヲ發表シ有益ナル結果ヲ見ハセリ仰キ希クハ今回ノ集會ヲ機トシ我

皇室ヨリ國際赤十字ノ爲特種ノ恩眷ヲ垂レサセラレ之二依テ更ニ斯業改善ノ新路ヲ索求セシメ給ハハ宏恩世界ヲ覆被シ一層我國光ノ赫々タルヲ瞻仰スルニ至ルヘシ加之米國ハ我親交ノ友邦ニシテ彼カ主催ノ集會ニ際シ果シテ前段ノ如キ慈光ヲ拜スルコトヲ得ハ該會議ニ無上ノ光彩ヲ加ヘシメラルルモノニシテ乃チ米國赤十字ノ今回ノ計畫ニ善美ナル結果ヲ與ヘ給フモノナリ從テ彼カ感銘深厚ヲ極メ彼我國際ノ關係上著大ナル好影

響ヲ及スニ至ルヘシ（中略）

熟々惟ルニ赤十字事業ハ戰時ノ救護ヲ以テ目的ト爲スモノナリト雖平時ニ於テモ亦之カ活動ヲ獎勵スヘキノ道理アリ如何トナレハ赤十字ハ元來仁愛ヲ以テ其ノ主義トナスカ故ニ平時ニ於テ之ヲ施工スルモノ何等ノ扞格ヲ見サルノミナラス却テ社會ノ道德ヲ進メ國際間ノ平和ヲ助長スルニ與リテ大ニ力アルヘシ且公共ノ變災ニ對シテ救護ヲ施工スルトキハ赤十字ノ存在ト其ノ功益トヲ普ク人民ニ知ラシムルコトヲ得ヘキヲ以テ斯業ハ益々隆昌發達ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルヲ得ヘシ斯ノ如クニシテ平時赤十字事業ヲ盛大ナラシムルトキハ戰時ノ救護事業ヲシテ一層活動ノ素地ヲ形成セシムルヲ得ルノ利アリ（中略）

皇室若シ此ノ狀態ヲ下鑒シ給ヒ之カ獎勵基金ヲ設置セシメ給フカ如キコトヲ得ハ是レ最モ時宜ヲ得ルモノニシテ依テ以テ平時赤十字事業ノ進歩ニ資シ人類ノ不幸ヲ救濟サルルニ於テ盛德窮リ罔ルヘシ若シ夫レ此ノ基金ノ維持増殖及獎勵金授與ノ方法等ニ關スル規則竝基金ノ名稱等ニ關シテハ「ヂュネーヴ」國際委員ノ意見ト第十回赤十字國際會議ノ意見トヲ徵シ確定スルコトトナルヘシ

このような趣意書を提出したにもかかわらず、宮内大臣

からは何ヶ月も返答が無かった。しかしながらワシントンで開催される万国赤十字総会に出席するための出発日は近づいてきていた。そのため、明治四十五（一九二二）年二月、松方社長は副社長である小澤男爵に宮内大臣を訪問させ、ワシントンへ出発する前にあらかじめ万国赤十字総会に提出すべき手続きをしたく、なるべく速くご決定をいただきたい旨を申し上げ、宮内大臣はその旨を了承した。

同年二月七日、小澤副社長と日赤篤志看護婦人会幹事である長崎多恵子は沼津御用邸に滞在中の皇太后に謁見を賜っている。この場でどのような御下問があったのかは記録が無いため不明であるが、想像するに赤十字の平時救護活動についてのものではあつたであろう。

そしてようやく、同年四月二十日に宮内大臣より松方社長に待望の御下賜金の通達<sup>(17)</sup>がきた。

一金拾萬圓也

右萬國赤十字聯合平時救護事業獎勵基金トシテ

皇后陛下思召ヲ以テ下賜候旨

御沙汰候條第九回總會ヲ期トシテ寄贈方可被取計候此

段及通達候也

明治四十五年四月二十日

宮内大臣 伯爵 渡邊千秋

日本赤十字社社長侯爵松方正義殿

この通達を手にした瞬間、松方社長はこれで日赤も各国の赤十字と肩を並べることができたと喜んだに違いない。

同年五月四日、ワシントンに到着していた小澤副社長は「皇后陛下ヨリ萬國赤十字聯合へ平時救護事業獎勵基金拾萬圓下賜アラセラレタルニ付キ第九回赤十字國際會議ニ於テ提議ヲ爲スヘキ」との電報を松方社長より受け取った。そして日本国皇后が万国赤十字に対し平時事業のための御下賜金を寄贈された、と急いで万国赤十字に報告している。

同年五月七日、第九回万国赤十字総会開会式において、書記長エミル・シャレリー（フランス代表）が、皇太后が平時事業に対し十萬円の寄贈をされたことを報告。各国代表は起立し、拍手をもって皇太后の偉業をたたえたという。

同年七月四日、ワシントンから帰朝した小澤副社長と長崎多恵子は参内し、皇太后に総会の状況、殊に下賜あらせられた平時救護事業獎勵基金設定についてご報告申し上げた。ここに昭憲皇太后基金の基礎が出来上がったのである。

まとめにかえて

以上、『社史續稿』を基に皇太后基金創設と背景についてみてきた。本稿では皇太后基金創設発案が皇太后自らではなく、日本赤十字社側からの強い要請から始まったことが確認された。

しかしながら、皇太后の弱者への慈しみや社会事業への理解と関心はもとより、皇太后が日本赤十字社の活動を長年にわたり援助してきたという経緯がなかったら皇太后基金創設案は出てこなかったであろう。

また皇太后は政治には関与こそしなかったが、西洋の王妃達の公務に関して大変興味を示されていた。ドイツの外交官であり、宮内省顧問であったオットマール・フォン・モールは皇太后について「国民教育制度への関与、病人の看護、日本赤十字会長の座につくこと、外交団ならびにしきりに東京の宮中を来訪するようになった外国の王侯たちの応接、それに時代の精神的なすべての動きに関心をよせることなどが日常のご生活の中で王妃がもつとも心にかけられたことがらであった。皇后がぜひ知りたいたと願われたのはこうした王妃としてのお仕事であった。そのご皇后はドイツ第二帝国初の皇后に従われ、多くの実績をあげられた」と述懐<sup>19</sup>している。これは皇太后が西洋の王妃の公務を冷静に見つめ、日本が西洋にひけをとらないことを自ら示そうとしたことの現われとみてよいであろう。

政治的に皇太后基金創設を見れば、近代日本の国力を国際的に示し、信用を得るための手段の一つと考えることも可能である。だが、大東亜戦争後も皇太后基金は運営が続けられている。敗戦によって王朝が廃止されたり国の制度

そのものが変化したロシアやドイツの皇后による基金は廃止された。皇太后基金も同様に戦後存続が危うくなった時があつたが、<sup>20</sup>日本政府が援助することによって廃止を免れている。

現在も皇太后基金への援助は主に皇室が行っている。このように先の皇后が創設した基金に対して、皇室が更に基金を増額している姿が、自らの国を尊重していると受け止められ、日本が国際的に信用される一因となっていると考えられる。

皇太后基金は国内での認知度が低く、また資料が限られているため、十分な考察を行うことができなかったが、国際的な日本の立場を考えていく上でも、更なる研究が俟たれる。

#### 注

- (1) 現在の金額で約三億五千万円とされる。
- (2) 理由は不明であるが、昭和十九(一九四四)年のみ利子配分が行われなかった。
- (3) 赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟の代表により構成されている。
- (4) 皇太后基金の存在が日本で知られていないことは、明治神宮の社報「代々木」平成二十一年春号「皇室、昭憲皇太后と日本赤十字社」のインタビューで、日赤の近衛社

- 長自身が認めている。
- (5) 昭和四年(一九二九)年十月二十日発行。非売品。
- (6) 平成二十一年三月一日発行。明治神宮社務所・明治神宮崇敬会。
- (7) 昭和十五(一九四〇)年生まれ。日本赤十字社に奉務し、数々の職を歴任する。日本赤十字社社史稿編纂を勤める。宮内省臨時帝室編集局編集。全十三巻。株式会社吉川弘文館が昭和四十三(一九六八)年から同五十二(一九七七)年まで、普及版として再編集し発行した。
- (8) 小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』ミネルヴァ書房 二〇一〇年十一月十日初版第一刷発行 一五五頁〜一六二頁。
- (9) 『社史續稿』五一六頁。
- (10) 同書五一八〜五一九頁。
- (11) 同書五一九頁。
- (12) 同書五一九頁。
- (13) 同書五一九頁。
- (14) その後赤十字国際会議は、この下賜金を基に該当発明品の懸賞募集を実行している。
- (15) 『社史續稿』五一七頁には「日不詳」と記されている。
- (16) 同書五一七頁。
- (17) 同書五二三〜五二四頁。
- (18) 同書五二四頁。
- (19) 金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』新人物往来社 昭和六十三(一九八八)年
- (20) 『代々木』平成二十一年春号 「皇室、昭憲皇太后と日本赤十字社「インタビュー」近衛忠輝。」平成二十一年三月一日発行。第五十卷二号。六〜七頁。